

# 標準報酬制の概要について

平成27年7月23日

公立学校共済組合東京支部  
福利厚生課経理係

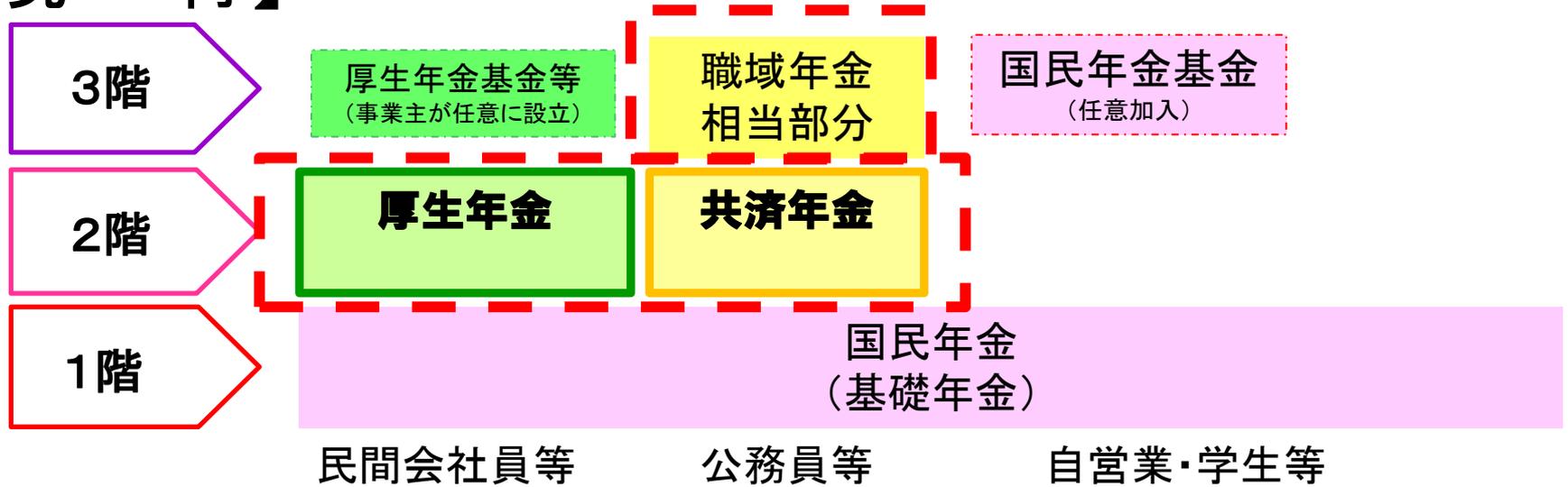
「被用者年金制度の一元化を図るための  
厚生年金保険法等の一部を改正する法律」  
(H24.8.10国会にて成立)

- ①公務員等が加入する共済年金
- ②民間会社で働く会社員等が加入する厚生年金

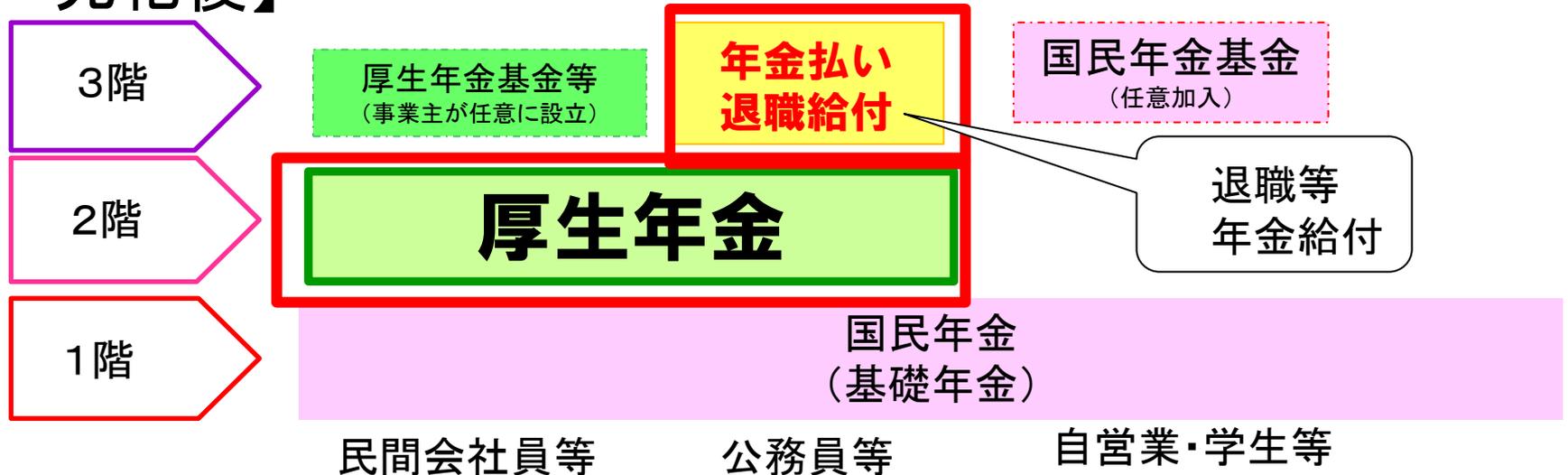
厚生年金に統一

# 公的年金制度の体系

## 【現行】



## 【一元化後】



# ●掛金の種類（現行 ⇒ 一元化後）

現行

①長期掛金

②短期掛金

③介護掛金

一元化後

①厚生年金  
(保険料)

②年金払い  
退職給付  
(退職等年金掛金)

③短期掛金

④介護掛金

旧・年金部分

旧・職域部分

# ●掛金の算出方法の変更

## 【現行】 手当率制

・・・給料月額 × 手当率 × 掛金率 = 掛金額

被用者年金制度一元化後は...

**標準報酬制**

標準報酬制

# ●【現行】保険料(掛金)算出方法

〈例月〉掛金額＝

ここが変わります！

例月  
給料月額

×

手当率  
1.25

×

掛金率

※給料月額＝給料月額＋教職調整額＋  
給料の加算額＋給料の調整額

# ●標準報酬制になると・・・

① 毎年4月から6月までの報酬(=給料+各種手当)の平均額から「標準報酬月額」を決定

② 決定された「標準報酬月額は」  
当年9月から翌年8月まで適用



# ●【一元化後】保険料(掛金)算出方法[例月]

① 4月の報酬 = 給料 + 実際の手当

5月の報酬 = 給料 + 実際の手当

6月の報酬 = 給料 + 実際の手当

② 4月～6月の報酬の平均額

③ 「標準報酬等級表」に当てはめる

⇒ 標準報酬月額

標準報酬月額 × 掛金率 = 掛金額

# ●【注意!!】移行時の取扱い(平成27年度)

①平成27年6月の報酬から

「標準報酬月額」を決定

②平成27年10月から

平成28年8月まで適用



# ●「報酬」とは

- 給料、手当の名称に関係なく、  
労働の対償として受ける  
すべてのもの
- 期末手当、勤勉手当、  
3か月を超える期間ごとに受ける  
ものを除く

# ●報酬の区分

## 【固定的給与】

勤務実績に関係なく  
月等を単位として  
一定額が継続的に支給される報酬

## 【非固定的給与】

勤務実績に応じて支給される報酬

# ●「給料＋実際の手当」とは？

## ～①固定的給与～

- ・給料表額
- ・給料の調整額
- ・地域手当
- ・通勤手当
- ・初任給調整手当
- ・義務教育等教員特別手当
- ・単身赴任手当
- ・定時制通信制教育手当
- ・教職調整額(給料の加算額)
- ・扶養手当
- ・管理職手当
- ・住居手当
- ・へき(特)地手当(準ずる手当含む)
- ・産業教育手当
- など

# ●「給料＋実際の手当」とは？

## ～②非固定的給与～

- ・特殊勤務手当
- ・休日給夜勤手当
- ・船員勤務手当
- ・夜間学級通信教育勤務手当
- ・有害薬品取扱手当
- ・特別支援学校看護業務手当
- ・交代制勤務者等業務手当
- ・夜間定時制教育勤務手当
- ・時間外勤務手当
- ・宿日直手当
- ・小笠原勤務手当
- ・放射線業務従事手当
- など

# ●「給料＋実際の手当」とは？

## ～③対象範囲～

### ◆含まれるもの

- ・現物で支給されるもの = 食事、住宅、被服等

※今のところ、現物給与には該当しない

### ◆含まれないもの

- ・出張旅費、赴任旅費、災害派遣手当 など  
(実費弁償的)
- ・共済組合からの給付金、退職手当、児童手当 など  
(労務の対償とされない)

# 標準報酬等級表

(平成28年9月まで)

等級	報酬月額	標準報酬の月額	標準報酬の日額
第1級	101,000円未満	98,000円	4,450円
第2級	101,000円以上 107,000円未満	104,000円	4,730円
第3級	107,000円以上 114,000円未満	110,000円	5,000円
第4級	114,000円以上 122,000円未満	118,000円	5,360円
第5級	122,000円以上 130,000円未満	126,000円	5,730円
第6級	130,000円以上 138,000円未満	134,000円	6,090円
第7級	138,000円以上 146,000円未満	142,000円	6,450円
第8級	146,000円以上 155,000円未満	150,000円	6,820円
第9級	155,000円以上 165,000円未満	160,000円	7,270円
第10級	165,000円以上 175,000円未満	170,000円	7,730円
第11級	175,000円以上 185,000円未満	180,000円	8,180円
第12級	185,000円以上 195,000円未満	190,000円	8,640円
第13級	195,000円以上 210,000円未満	200,000円	9,090円
第14級	210,000円以上 230,000円未満	220,000円	10,000円
第15級	230,000円以上 250,000円未満	240,000円	10,910円
第16級	250,000円以上 270,000円未満	260,000円	11,820円
第17級	270,000円以上 290,000円未満	280,000円	12,730円
第18級	290,000円以上 310,000円未満	300,000円	13,640円
第19級	310,000円以上 330,000円未満	320,000円	14,550円
第20級	330,000円以上 350,000円未満	340,000円	15,450円
第21級	350,000円以上 370,000円未満	360,000円	16,360円
第22級	370,000円以上 395,000円未満	380,000円	17,270円
第23級	395,000円以上 425,000円未満	410,000円	18,640円
第24級	425,000円以上 455,000円未満	440,000円	20,000円
第25級	455,000円以上 485,000円未満	470,000円	21,360円
第26級	485,000円以上 515,000円未満	500,000円	22,730円
第27級	515,000円以上 545,000円未満	530,000円	24,090円
第28級	545,000円以上 575,000円未満	560,000円	25,450円
第29級	575,000円以上 605,000円未満	590,000円	26,820円
第30級	605,000円以上 635,000円未満 605,000円以上(長期給付の上限)	620,000円	28,180円
第31級	635,000円以上 665,000円未満	650,000円	29,550円
第32級	665,000円以上 695,000円未満	680,000円	30,910円
第33級	695,000円以上 730,000円未満	710,000円	32,270円
第34級	730,000円以上 770,000円未満	750,000円	34,090円
第35級	770,000円以上 810,000円未満	790,000円	35,910円
第36級	810,000円以上 855,000円未満	830,000円	37,730円
第37級	855,000円以上 905,000円未満	880,000円	40,000円
第38級	905,000円以上 955,000円未満	930,000円	42,270円
第39級	955,000円以上 1,005,000円未満	980,000円	44,550円
第40級	1,005,000円以上 1,055,000円未満	1,030,000円	46,820円
第41級	1,055,000円以上 1,115,000円未満	1,090,000円	49,550円
第42級	1,115,000円以上 1,175,000円未満	1,150,000円	52,270円
第43級	1,175,000円以上	1,210,000円	55,000円

等級	報酬月額	標準報酬の月額	標準報酬の日額
第17級	270,000円以上 290,000円未満	280,000円	12,730円
第18級	290,000円以上 310,000円未満	300,000円	13,640円
第19級	310,000円以上 330,000円未満	320,000円	14,550円
第20級	330,000円以上 350,000円未満	340,000円	15,450円
第21級	350,000円以上 370,000円未満	360,000円	16,360円
第22級	370,000円以上 395,000円未満	380,000円	17,270円
第23級	395,000円以上 425,000円未満	410,000円	18,640円
第24級	425,000円以上 455,000円未満	440,000円	20,000円
第25級	455,000円以上 485,000円未満	470,000円	21,360円
第26級	485,000円以上 515,000円未満	500,000円	22,730円
第27級	515,000円以上 545,000円未満	530,000円	24,090円
第28級	545,000円以上 575,000円未満	560,000円	25,450円

教職員のための

# 共済フォーラム

Japan Mutual Aid Association of Public School Teachers

No.690

# 6

SUMMER  
2015



先主と私  
スカーフマンが語る  
葛西 紀明

08  
健康  
知っておきたい  
標準報酬制 (藤川 昭)

18  
公立学校  
共済組合からの  
お知らせ

06  
Health & Care  
「六月病」をふさぎませ!



06  
やすらぎの旅に出よう

11  
公立学校共済組合  
組織と  
事業内容を  
紹介します

特集

### 注目コンテンツ

- 02 働く女性の健康増進 (藤川 昭)  
あなたの標準報酬月額はいくら?
- 10 心と身体の健康増進対策  
アンダー・アーマーを脱ぎ捨て
- 13 特集  
公立学校共済組合  
組織と事業内容を紹介します
- 15 共済組合の設計制度が異なります!
- 18 公立学校共済組合からのお知らせ  
平成27年4月からの標準報酬月額  
見直し後の発表となります  
給与所得控除が標準報酬月額です  
改正給与所得控除額を公表します

### お楽しみコンテンツ

- 02 ヴィーゴ 先主と私  
「一歩を歩かない」がレジデント達  
を苦しめた
- 06 健康増進対策 心と体の  
健康を応援します
- 06 Health & Care  
「六月病」をふさぎませ!
- 14 公立学校共済組合  
もう一歩、日本を知る旅へ。
- 20 健康増進対策 (藤川 昭)  
病後教職員がいたる處ある エッセイ
- 22 共済Q&A
- 24 健康クイズ&アンケート

無料で  
プレゼント  
抽選  
2015年7月  
10日開始

公立学校共済組合  
http://www.kosei.or.jp/  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

## 平成27年10月から 被用者年金制度が 一元化されます

私たちの  
年金が  
変わります



公立学校共済組合



検索



**現在、そして未来へ**  
安心とやすらぎのある生活を応援します。

## 共済制度のご案内

色々な給付、貸付制度、福利厚生事業に関することなど、組合員の方に役立つ情報をまとめています。

→ [共済制度について知りたい方](#)

## 年金についてのご案内

共済年金についての解説や、年金の受給に関する手続きなど、年金を受給している方に役立つ情報をまとめています。

→ [共済年金について知りたい方](#)

## 組合員専用ページはこちら

→ [ログイン](#)



ユーザー名・パスワードの入力が必要です。  
閲覧方法については[こちら](#)をご覧ください。

→ [施設のご案内](#)

## トピックス

2015年6月19日 その他

- インターネットによるお問い合わせ入力フォームおよび電子メールでのご照会等の受付を一時中断させていただきます

2015年6月19日 組合員

- 組合員専用ページのパスワードが変わります

2015年6月12日 年金受給者

- 平成27年度の年金額のお知らせ

## → [ピックアップ](#)

### 組合ピックアップ

- [被用者年金制度の一元化に関する情報をまとめています](#)

2015年6月5日:参考資料と『共済フォーラム』27年6月号掲載記事を追加しました

→ [平成27年4月から短期](#)

## 冊子『平成27年10月から 被用者年金制度が一元化されます』

被用者年金制度の一元化の概要を解説しています。

なお、標準報酬制について、さらに詳しく解説した資料も参考資料として掲載しますので、併せてご確認ください。



- ◆ [公務員等も厚生年金に加入し、共済年金は厚生年金に統一されます](#) PDF 形式: 1,645KB
- ◆ [制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消されます](#) PDF 形式: 1,646KB
- ◆ [保険料率は段階的に厚生年金に統一されます](#) PDF 形式: 629KB
- ◆ [保険料\(掛金\)や年金額の算定基準が標準報酬になります](#) PDF 形式: 1,609KB
- ◆ [年金払い退職給付が創設されます](#) PDF 形式: 1,318KB
- ◆ [\(参考資料\)標準報酬制の概要と掛金等への影響](#) PDF 形式: 1,748KB

(注記) 2015年6月5日に添付した上記PDFファイルの一部に誤りがありました。

以下のとおり訂正しますとともにお詫び申し上げます。

なお、現在添付のファイルは6月9日に修正後のものを再掲示しました。

16ページ 短期掛金の掛金率 誤:5.75% 正:5.075%

# ●標準報酬制になると

## 【現 行】

給料の等級号給が同じで、  
給料の加算額の条件が同じ場合  
⇒ **掛金額は同じ額**

## 【一元化後】

給料の等級号給、給料の加算額が同じでも、  
手当額が違う場合  
⇒ **掛金額が異なる可能性あり**

例えば...



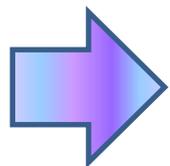
A先生



B先生

⇒ 標準報酬月額が異なると

掛金額も異なる



給付金や年金の基礎となる額が変わる

# ●例月分を計算してみると

【現 行】(平成27年6月現在)



A先生も B先生も 40歳  
教育職給料表 2級56号給



給料 297,400円

教職調整額4% 11,896円

合計 309,296円 = 算定基礎額

$$\begin{aligned} & \text{算定基礎額} \times \text{手当率} \\ & 309,296\text{円} \times 1.25\% \end{aligned}$$

$$= 386,620\text{円} \times \text{掛金率}$$

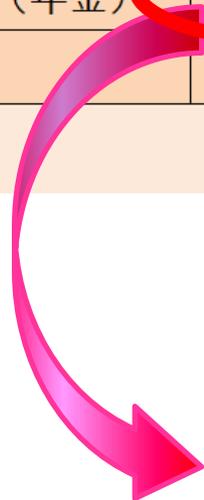
長期掛金	...	33,400円
短期掛金	...	16,207円
介護掛金	...	1,892円
合計	...	51,499円

掛金率(平成27年9月)

短期掛金	50.75 ‰	a
福祉掛金	1.65 ‰	b
長期掛金 (年金)	107.9875 ‰	c
介護掛金	6.12 ‰	d

掛金率(保険料率)(平成27年10月)

短期掛金	43.10 ‰	A
福祉掛金	1.41 ‰	B
厚生年金保険料	86.39 ‰	C
退職等年金分掛金	7.50 ‰	D
介護掛金	5.21 ‰	E



掛金率 86.39 × 手当率 1.25

# 【一元化後】(平成27年6月現在の給料を平均給与と仮定)

**A先生** 40歳 教育職給料表 2級56号給  
近距離通勤 扶養家族0人

給料	297,400円
教職調整額4%	11,896円
地域手当20%	61,859円
通勤手当	4,135円
扶養手当	0円

**合計** 375,290円

⇒平均給与と仮定

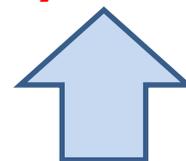


**合計 375,290円** ⇒平均給与(仮定)を

**標準報酬等級表**にあてはめると

第22級 報酬月額370,000円以上395,000円未満

**標準報酬の月額 380,000円**



**A先生の標準報酬月額**

…これに掛金率をかけます

標準報酬月額 380,000円  
× 掛金率

退職等年金分掛金	…	2,850円
厚生年金保険料	…	32,828円
短期掛金	…	16,913円
介護掛金	…	1,979円
合計	…	54,570円

# 【一元化後】(平成27年6月現在の給料を平均給与と仮定)

**B先生** 40歳 教育職給料表 2級56号給  
遠距離通勤 扶養家族3人

給料	297,400円
教職調整額4%	11,896円
地域手当20%	66,559円
通勤手当	26,256円
扶養手当	23,500円

**合計** 425,611円

⇒平均給与と仮定



合計 425,611円 ⇒ 平均給与(仮定)を

標準報酬等級表にあてはめると

第24級 報酬月額425,000円以上455,000円未満

標準報酬の月額 440,000円



B先生の標準報酬月額

・・・これに掛金率をかけます

標準報酬月額 440,000円  
× 掛金率

退職等年金分掛金	...	3,300円
厚生年金保険料	...	38,011円
短期掛金	...	19,584円
介護掛金	...	2,292円
合計	...	63,187円



## 【現 行】

A先生の算定基礎額も

B先生の算定基礎額も同じ

$309,296\text{円} \times \text{手当率}1.25 = 386,620\text{円}$



## 【一元化後】

A先生の標準報酬月額 380,000円

B先生の標準報酬月額 440,000円

# 【現 行】

A先生の掛金

B先生の掛金



51,499円



# 【一元化後】

A先生の掛金等額

54,570円

B先生の掛金等額

63,187円



# 標準報酬月額額の算定と掛金等の額の算定

標準報酬制の導入により掛金の額がどのようになるか計算してみましょう。

- 【手順】STEP1 給与明細を見ながら金額を入力してください。  
 STEP2 通勤手当の支給額と支給対象期間を入力してください。  
 STEP3 一年間に支給された寒冷地手当の総額を入力してください。

## STEP1 あなたの給与明細を入力してください

給料月額	0円
教職調整額	0円
給料の調整額	0円
給料の特別調整額（管理職手当）	0円
初任給調整手当	0円
扶養手当	0円
地域手当	0円
特勤勤務手当	0円
へき地手当	0円
広域異動手当	0円
住居手当	0円
単身赴任手当	0円
義務教育等教員特別手当	0円
定時制通信教育手当	0円
産業教育手当	0円
農林漁業普及指導手当	0円
通勤手当	#DIV/0!円
特殊勤務手当	0円
時間外勤務手当	0円
休日勤務手当	0円
夜間勤務手当	0円
宿日直手当	0円
管理職員特別勤務手当	0円
寒冷地手当	0円
その他の手当	0円
算定の基礎となる報酬	#DIV/0!円

給料の標準となる給料の額

## STEP2 通勤手当の支給額と支給期間月数を入力してください。

一月当たりの通勤手当の計算  
 通勤手当支給額 ÷ 支給期間 = #DIV/0!円

## STEP3 一年間に支給された寒冷地手当の総額を入力してください。 （通常は11月から3月までの5月分になります。）

一月当たりの寒冷地手当の計算  
 寒冷地手当の総額 ÷ 12月 = 0円

### ※留意事項

- 入力していただいた給与明細により算定した平成27年9月と10月の掛金（保険料）の額が自動的に計算されます。
- 平成27年10月の標準報酬月額額は、原則として同年6月の報酬に基づき算定します。
- 計算結果は目安になりますので、実際の徴収額とは異なる場合があります。

## 【手当率制】 平成27年9月まで

【算定式】  
 掛金額＝給料月額×掛金率（手当率1.25含む）

給料月額	0円
短期適用分	79,000円 ①
長期適用分	79,000円 ②

※ 短期適用分は短期・福祉・介護の掛金に適用します。  
 ※ 長期適用分は厚生年金の掛金に適用され、一般職は49.6万円、特別職は62万円が上限となります。

掛金率(平成27年9月)

短期掛金	50.75% a
福祉掛金	1.65% b
長期掛金（年金）	107.9875% c
介護掛金	6.12% d

## 平成27年9月の掛金

短期掛金 (①×a)	4,009円
福祉掛金 (①×b)	130円
長期掛金 (②×c)	8,531円
合計	12,670円
介護掛金 (①×d)	483円
合計(介護掛金含む)	13,153円

円位未満の端数切捨て

※ 短期掛金と福祉掛金を合算して徴収している場合があります。  
 ※ 介護掛金は、40歳に達した月から徴収になります。

## 【標準報酬制】 平成27年10月から

【算定式】  
 掛金額＝標準報酬月額×掛金率(保険料率)

報酬の月額	#DIV/0!円
短期適用分	#DIV/0!円 ①
長期適用分	#DIV/0!円 ②

※ 短期適用分は短期・福祉・介護の掛金に適用します。  
 ※ 長期適用分は厚生年金・退職等年金給付の掛金に適用され、一律に62万円が上限となります。

掛金率(保険料率)(平成27年10月)

短期掛金	43.10% A
福祉掛金	1.41% B
厚生年金保険料	86.39% C
退職等年金分掛金	7.50% D
介護掛金	5.21% E

※ 退職等年金分掛金の率は上限の率で算定しています。

## 平成27年10月の掛金(保険料)

短期掛金 (①×A)	#DIV/0!円
福祉掛金 (①×B)	#DIV/0!円
厚生年金保険料 (①×C)	#DIV/0!円
退職等年金分掛金 (①×D)	#DIV/0!円
合計	#DIV/0!円
介護掛金 (①×E)	#DIV/0!円
合計(介護掛金含む)	#DIV/0!円

円位未満の端数切捨て

※ 短期掛金と福祉掛金を合算して徴収している場合があります。  
 ※ 介護掛金は、40歳に達した月から徴収になります。

## 増減額

短期掛金	#DIV/0!円
福祉掛金	#DIV/0!円
厚生年金保険料	#DIV/0!円
退職等年金分掛金	#DIV/0!円
合計	#DIV/0!円
介護掛金	#DIV/0!円
合計(介護掛金含む)	#DIV/0!円

※ 厚生年金保険料の増減額は長期掛金との比較になります。

# ●移行時のポイント

- 移行時は、**平成27年6月支給**の報酬を  
基に標準報酬を決定します
- 6月支給の報酬は、**5月の実績手当**を  
含みます
- **5月分の実績の入力を適正**に行う  
必要があります

# 標準報酬の決定と改定

- 1 定時決定
- 2 資格取得時決定
- 3 随時改定
- 4 育児休業終了時改定
- 5 産前産後休業終了時改定
- 6 標準期末手当等の額の決定

# 1 定時決定

○組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように毎年、標準報酬月額を決定。

○この、毎年定期的に実施する標準報酬月額の決定を「定時決定」という。

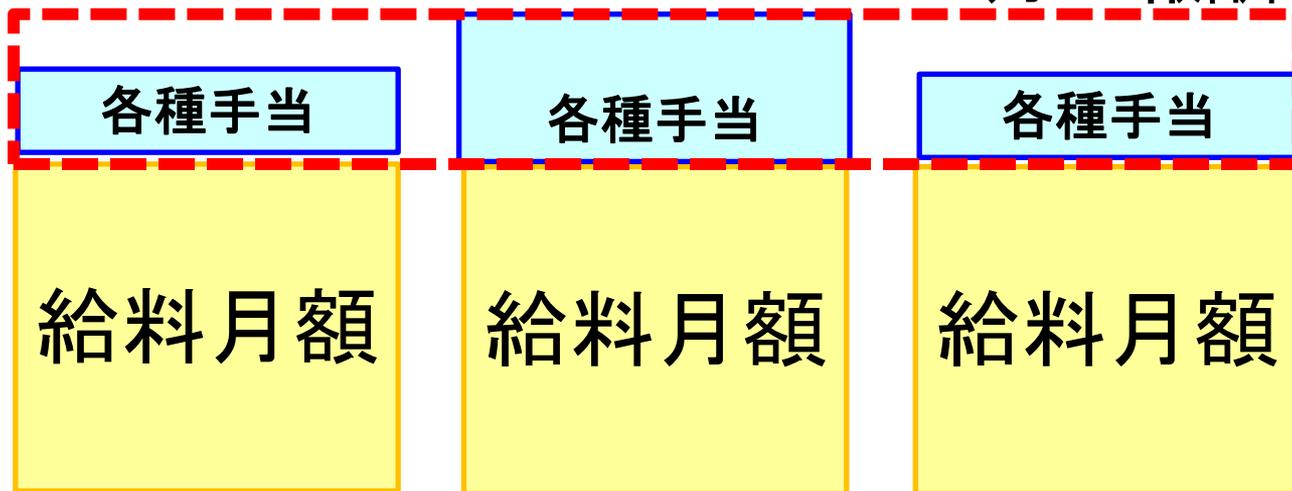
\* 休業中、休職中、欠勤している組合員も含む

# 【例】毎年7月1日において組合員である者

4月の報酬

5月の報酬

6月の報酬



- 扶養手当
- 住居手当
- 特勤手当
- 通勤手当
- 前月分の  
時間外勤務手当

4月～6月 3か月間の報酬月額の平均

等級表に当てはめて...

**標準報酬月額を決定**

その年の9月から翌年の8月まで適用

4月の報酬



330,000円

5月の報酬



360,000円

6月の報酬



345,000円

(円単位未満の端数切捨て)

$$\div 3 = 345,000\text{円}$$

**標準報酬等級表**にあてはめる

4月～6月の

報酬の平均

345,000円

## 標準報酬等級表 (平成28年9月まで)

等級	報酬月額	標準報酬の月額	標準報酬の日額
第17級	270,000円以上 290,000円未満	280,000円	12,730円
第18級	290,000円以上 310,000円未満	300,000円	13,640円
第19級	310,000円以上 330,000円未満	320,000円	14,550円
第20級	330,000円以上 350,000円未満	340,000円	15,450円
第21級	350,000円以上 370,000円未満	360,000円	16,360円
第22級	370,000円以上 395,000円未満	380,000円	17,270円

**標準報酬月額 第20級 340,000円**

## 2 資格取得時決定

○組合員の資格を新たに取得した時は、その資格を取得した日現在の報酬の額により標準報酬月額を決定。

||

**資格取得時決定**

## ●資格取得時決定の対象となる人

**新規採用者**以外に、次の場合も資格取得時決定により標準報酬を決定。

① **東京都職員共済組合**など他の地方公務員共済組合から転入した場合**(他局から転入した場合)**

② 定年退職等により退職し、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用**(再任用フルタイム職員)**された場合

...など

# 【例】4月に資格を取得した場合

4月の報酬

各種手当 70,000円
給料月額 260,000円

330,000円



**標準報酬等級表**  
にあてはめる

資格取得した月の初日に資格を  
取得したならば受けるべき報酬を  
もとに算定

### 3 随時改定

○標準報酬月額は、原則として毎年定時決定により決定したものを9月から翌年8月までの1年間使用する。

○ただし、報酬の額が著しく変更となったときに、実際に受けている標準報酬月額との隔たりを解消するために、標準報酬月額を改定。

||

**随時改定**

# ◆随時改定の対象者

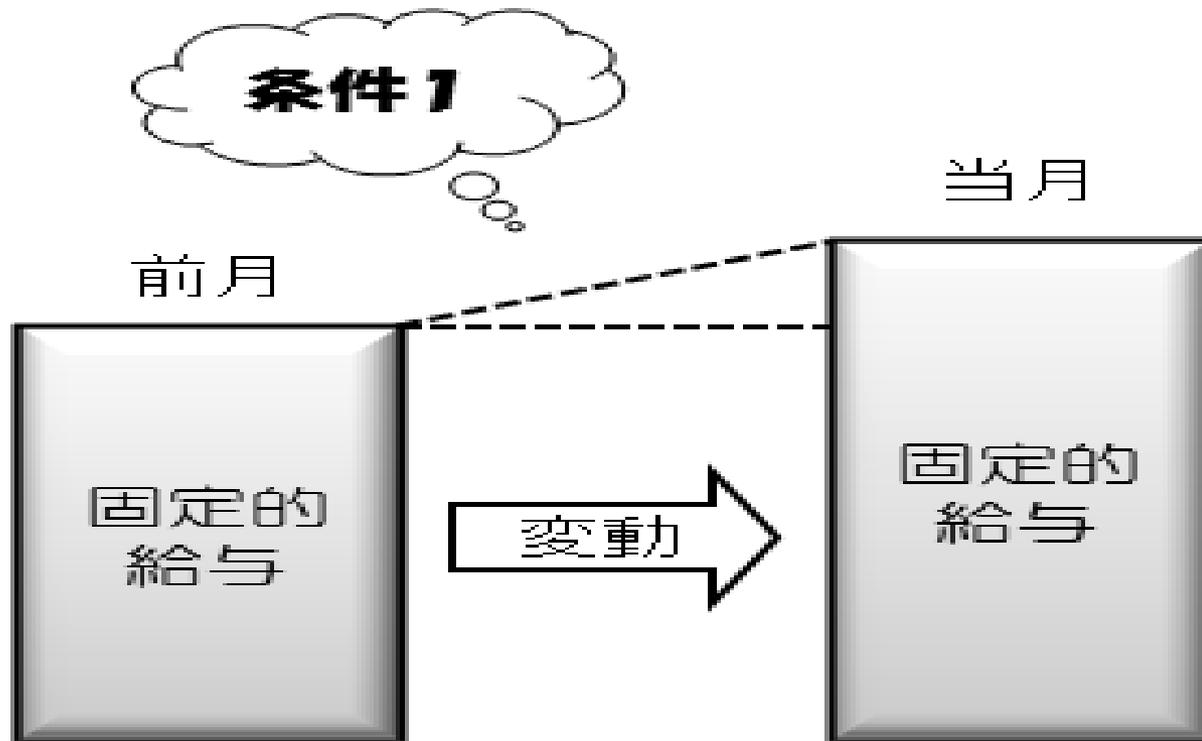
## 【条件1】

昇給・降給等により前月に対し  
固定的給与に変動がある場合

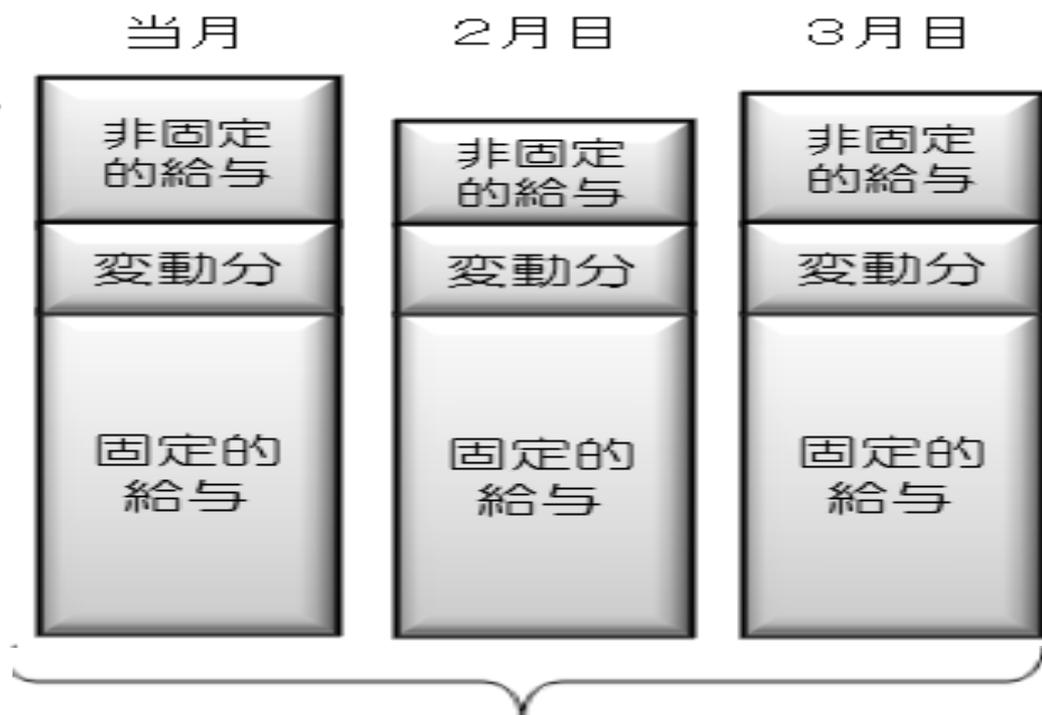
## 【条件2】

変動があった月から継続した3か月間  
に受けた報酬の総額を 3 で除して  
得た額を報酬月額として算定した  
標準報酬月額の等級と  
従前の等級に2等級以上の差がある場合

# ●随時改定のイメージ



条件2



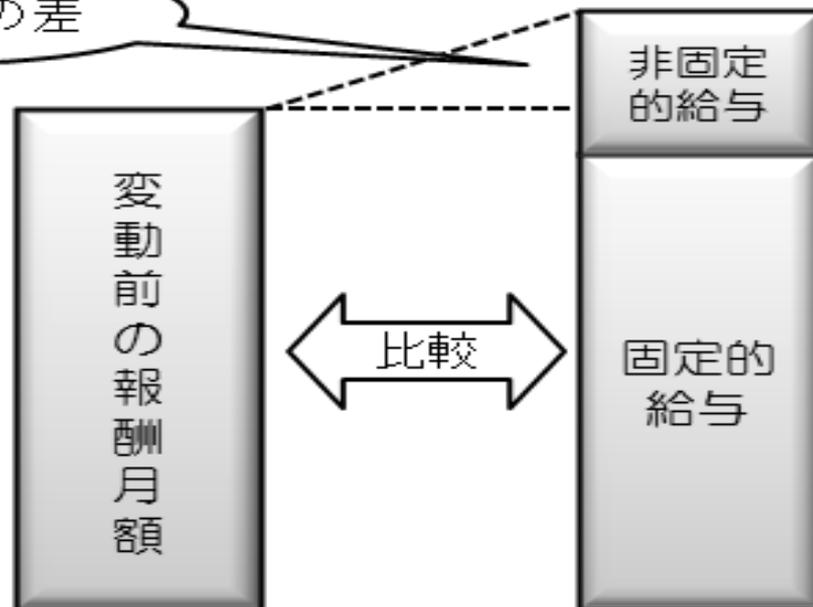
変動があった月から継続した3月間

平均

変動があった月から継続した3月間

平均

2等級以上の差



報酬月額  
(報酬平均額)

## ●【条件2】2等級以上の差

固定的給与が増加した場合は、2等級以上の増加に、固定的給与が減少した場合は、2等級以上の減少になっている必要がある。

固定的給与	増↑	増↑	増↑	減↓	減↓	減↓
非固定的給与	増↑	減↓	減↓	減↓	増↑	増↑
報酬月額 (報酬平均額)	2等級以上の 増↑	2等級以上の 増↑	2等級以上の 減↓	2等級以上の 減↓	2等級以上の 減↓	2等級以上の 増↑
随時改定の実施	実施	実施	実施しない	実施	実施	実施しない

# ●随時改定の適用月

変動があった月から3か月目を著しく高低を生じた月とし、その翌月(4か月目)から改定。

〈例〉7月に昇給した場合

⇒8月・9月・10月の報酬を計算

⇒従前と2等級以上の差があった場合

⇒**11月**に改定

# ●休職者等の取扱い

○休職等を理由に固定的給与に変動があった場合は、随時改定の対象とはならない。

〈例〉

- ・病気休暇のため、交通費の支給がなくなった場合
- ・病気休職に入り、給料の支給額が7割になった場合



随時改定の対象とはならない。

## 4 育児休業等終了時改定

○育児休業等を終了した日において、3歳未満の子を養育する場合、育児休業終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額をして、標準報酬を改定。

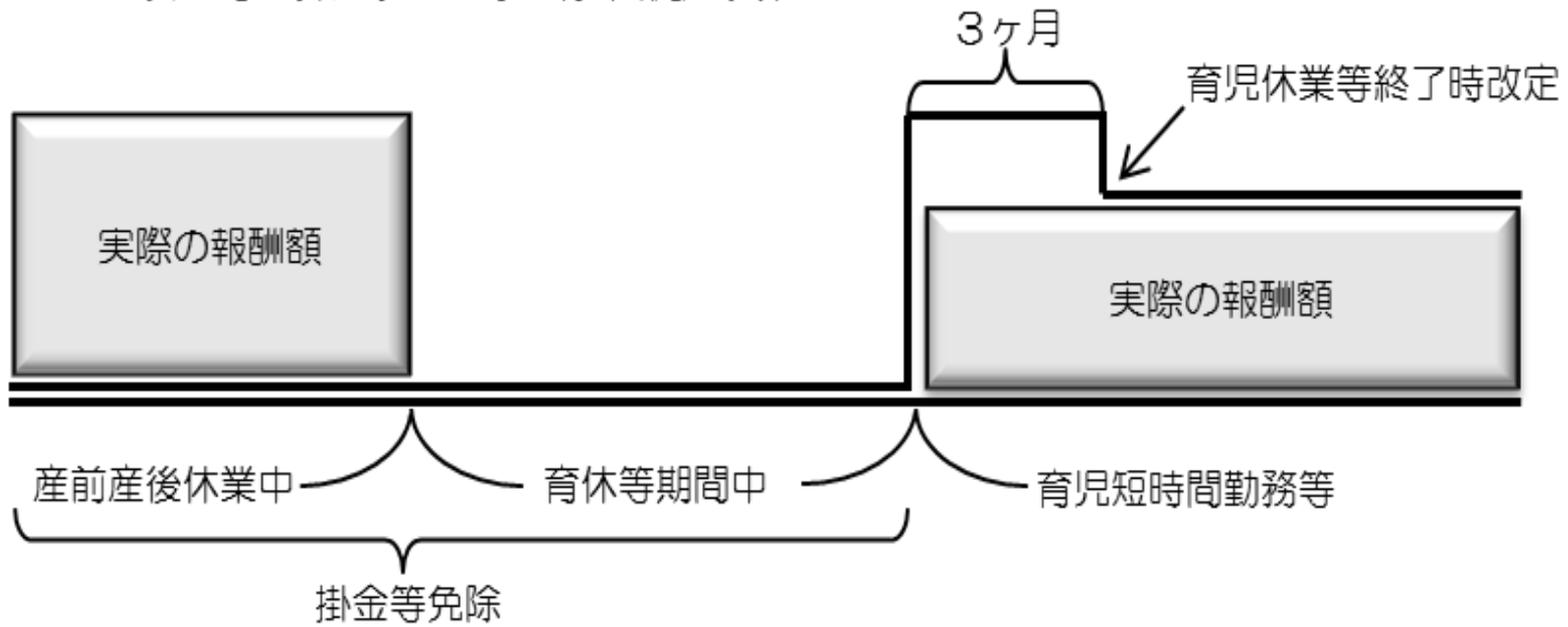
||

**育児休業等終了時改定**

# ●なぜ行うのか？

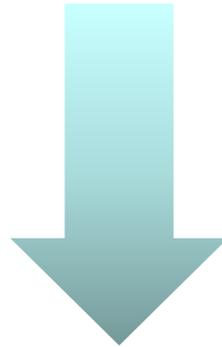
育児休業から復職後、低下した報酬に標準報酬を合わせるために行う。

—— 掛金等を算定するときの標準報酬月額



## ●3歳未満養育特例①

3歳に満たない子を養育している組合員

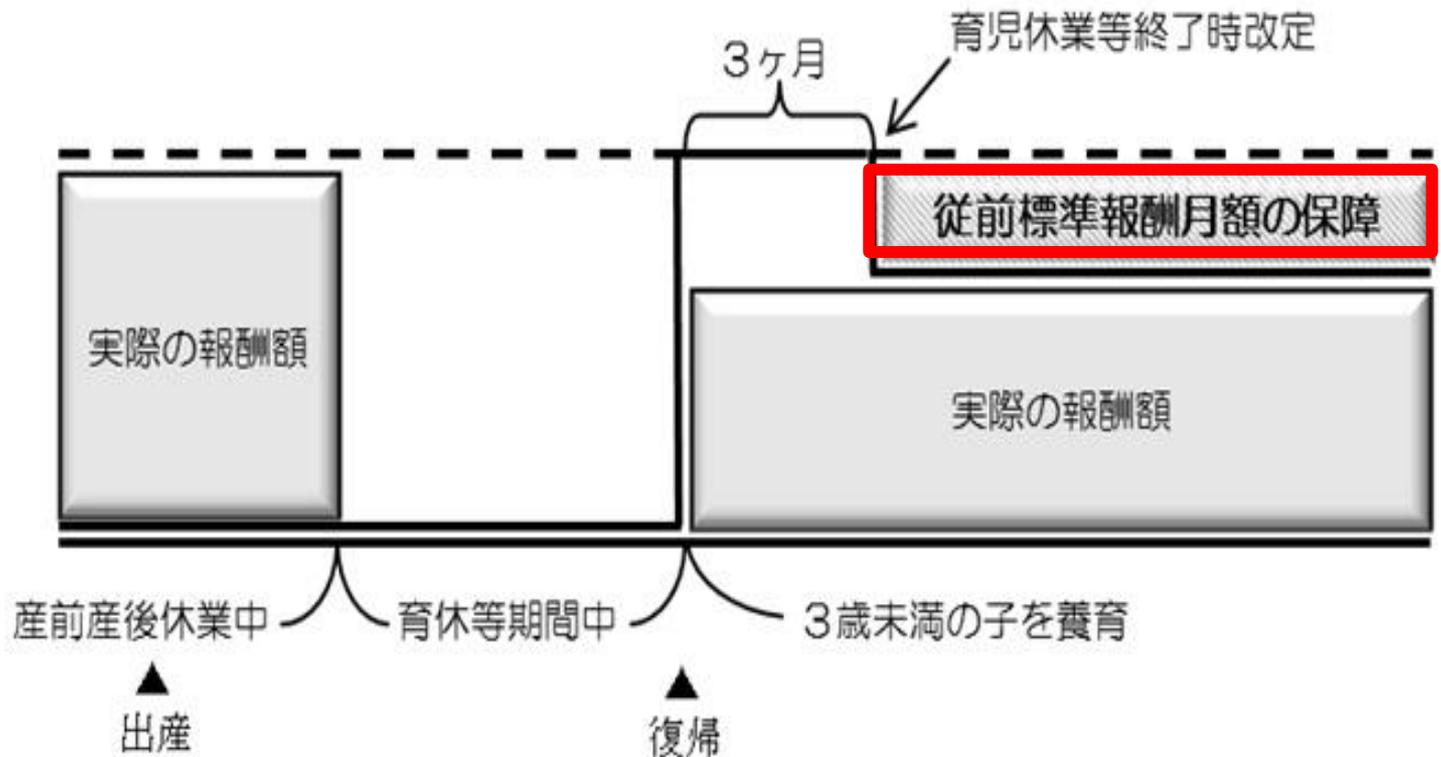


申し出ると...

標準報酬月額が、従前の標準報酬月額を下回る月は、**従前の標準報酬月額を厚生年金及び退職等年金給付の算定基礎額とする。**

# ●3歳未満養育特例②

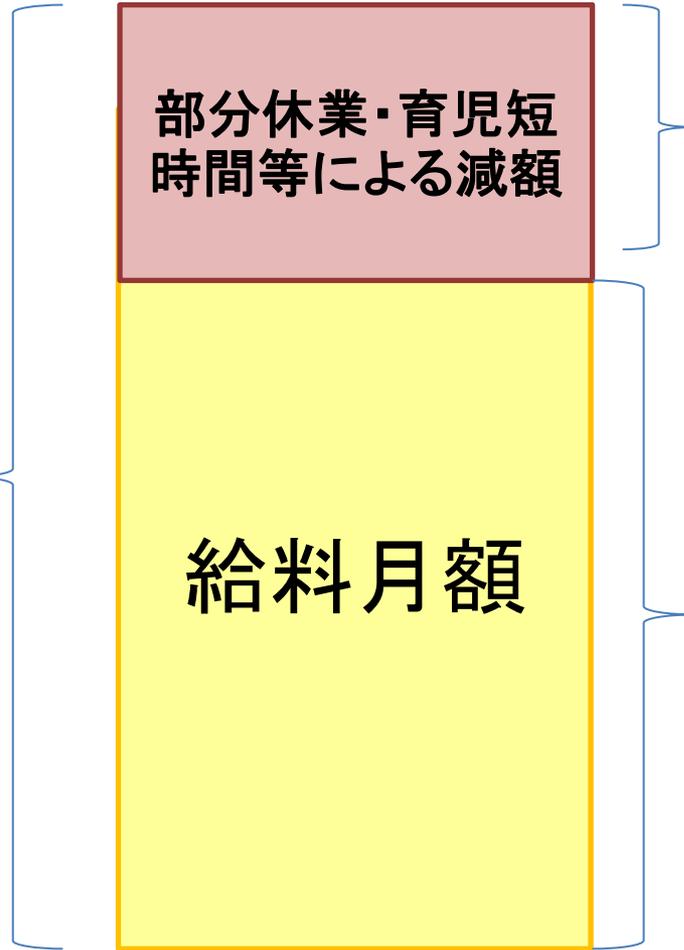
- 掛金等を算定するときの標準報酬月額
- - 年金額を計算するときの標準報酬月額



# ●従来は・・・

- ★長期給付算定基礎
- 短期給付算定基礎

- 短期掛金の徴収
- 介護掛金の徴収

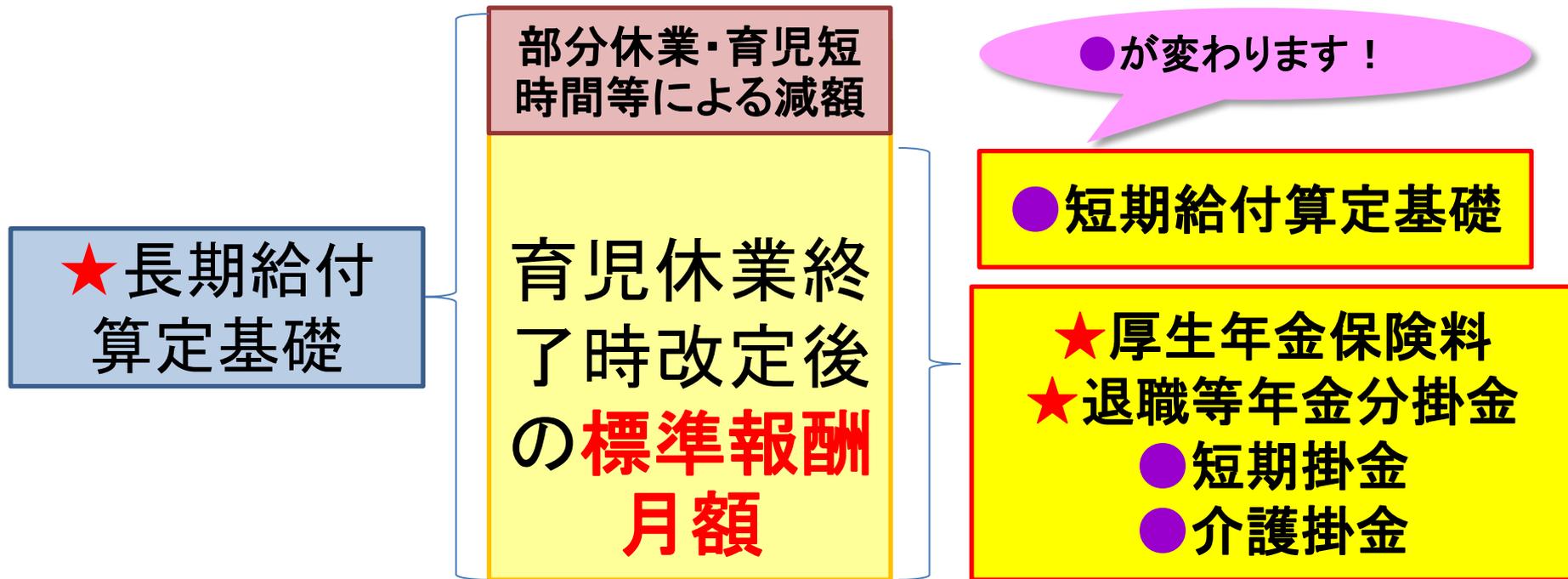


部分休業・  
育児短時間  
掛金免除

- ★長期掛金の徴収

# ●育児休業終了時改定

## +3歳未満養育特例では・・・



育児休業終了時改定後の標準報酬月額で掛金等を算出。  
ただし、長期給付の算定基礎は従前の標準報酬月額を用いる。

## 5 産前産後休業終了時改定

○産前産後休業後、育児休業の承認を受けずに職場に復帰する場合。

||

## 産前産後休業終了時改定

適用時期が産前産後休業終了後となるが、育児休業等終了時改定と内容は同じ。

## 6 標準期末手当等の決定

実際に支給された期末手当等の額の  
1,000円未満を切り捨てた額

||

**標準期末手当等**

# 標準報酬制移行後の事務処理

○標準報酬の算定は教職員給与システムによりほぼ自動で行えるよう調整中。

○ただし、皆様の入力する手当等の額が、組合員の掛金等の額に直接影響します。

▶ 手当等の入力は、適切な時期に行うよう御協力をお願いします。



# 公立学校共済組合 掛金について



# 【根拠】 地方公務員等共済組合法

## 第39条

職員となつた者は、その職員となつた日から、それぞれ第三条第一項各号又は第二項に規定する組合の組合員の資格を取得する。



# 第3条

次の各号に掲げる**職員の区分に従い**、当該各号  
に掲げる職員をもつて組織する当該各号の**地方公  
務員共済組合...を設ける。**

## 第2号

**公立学校の職員**並びに都道府県教育委員会  
及びその所管に属する教育機関(公立学校を  
除く。)の職員

**公立学校共済組合**

## 第39条第2項

組合員は、死亡したとき、  
又は退職したときは、  
その翌日から  
組合員の資格を喪失する。



# 第114条

**掛金は**、組合員の資格を取得した日の属する月に  
その資格を喪失したときを除き、**組合員の**  
**資格を取得した日の属する月から**  
**その資格を喪失した日の属する月**  
**の前月までの各月...につき、**  
**徴収するものとする。**

平成27年4月30日 就職  
＝資格を取得した日

平成27年6月14日 退職  
⇒翌日が資格を喪失した日

掛金は...

4月分

徴収する

5月分

徴収する

6月分

徴収しない

「組合員の資格を取得した日の属する月に  
その資格を喪失したときを 除き」

平成27年4月 1日 就職

平成27年4月28日 退職

掛金は...

4月分

徴収する

# 第115条

組合員の**給与支給機関は、**  
毎月、給料その他の給与を支給する際  
組合員の給与から掛金に相当する金額  
を控除して、

これを**組合員に代わって組合に  
払い込まなければならない。**

## 第115条 第3項

組合員は、給料その他の給与の全部  
又は一部の支給を受けないことに  
より、前二項の規定による掛金に相当す  
る金額の全部又は一部の控除及び払  
込みが行なわれなるときは

## 第115条 第3項

政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき**毎月の末日までに、**  
その払い込まれるべき**掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。**

# 「給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないとき」の例

- ① 在外教育施設派遣
- ② 配偶者同行休業
- ③ 病気休職1年超
- ④ 大学院就学休業
- ⑤ 専従休職
- ⑥ 育児休業 など

# 1 病氣休職1年超

病氣休職1年目 給与:8割支給

病氣休職が1年を超えると

給与が支給されません

が

掛金は納入する

必要があります

給料等が支給されない  
⇒ 掛金を控除できない  
＝「ヒケズ」

ヒケズリスト

所属所に納付書が納品されます

## 2 配偶者同行休業

平成27年4月1日から導入された制度

### ① 配偶者の外国滞在理由

- ・外国での勤務
- ・外国の大学で外国に所在するものに  
修学する など

### ② 3年を超えない範囲内

配偶者同行休業期間中

は

給与が支給されません

が

掛金は納入する

必要があります

海外に滞在される方については、  
共済組合からご案内する事項が  
あります

配偶者同行休業の対象者が出ましたら、

**事前に**

公立学校共済組合東京支部まで  
御連絡ください

# 【掛金免除】



①育児休業掛金免除

②育児部分休業掛金免除❌

③育児短時間勤務掛金免除❌

※ 3歳に満たない子を養育している場合、長期掛金に適用されます  
いずれも標準報酬制移行後、掛金免除はなくなります

④産前産後休業掛金免除

# 産前産後休業 掛金免除について



福利厚生課経理係  
佐々木稔章

# 産前産後休業掛金免除

産前産後休業（産前6週間（多胎妊娠の場合14週間）及び産後8週間）を取得している組合員が申出をした場合、その期間中の掛金は徴収しない。

※免除期間は掛金を支払ったものとしてみなします

（平成26年4月1日施行）

# 地方公務員等共済組合法

## 第114条の2の2

産前産後休業をしている組合員が組合に申出をしたときは、第114条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

産前産後休業が開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

	予定日(当初) 5月5日	出産日 5月4日
掛金免除 期間	3月25日から <u>6月30日</u>	3月24日から <u>6月29日</u>
掛金免除月	3月から6月まで	3月から5月まで

単胎の場合(産前6週、産後8週の場合)

# 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

## 第17条

妊娠出産休暇は女性職員に対し、その妊娠中及び出産後を通じて16週間（多胎の場合にあっては、24週間）以内の引き続く休養として与える休暇とする。

# 注意点

都条例では妊娠出産休暇期間が

16週間(24週間)

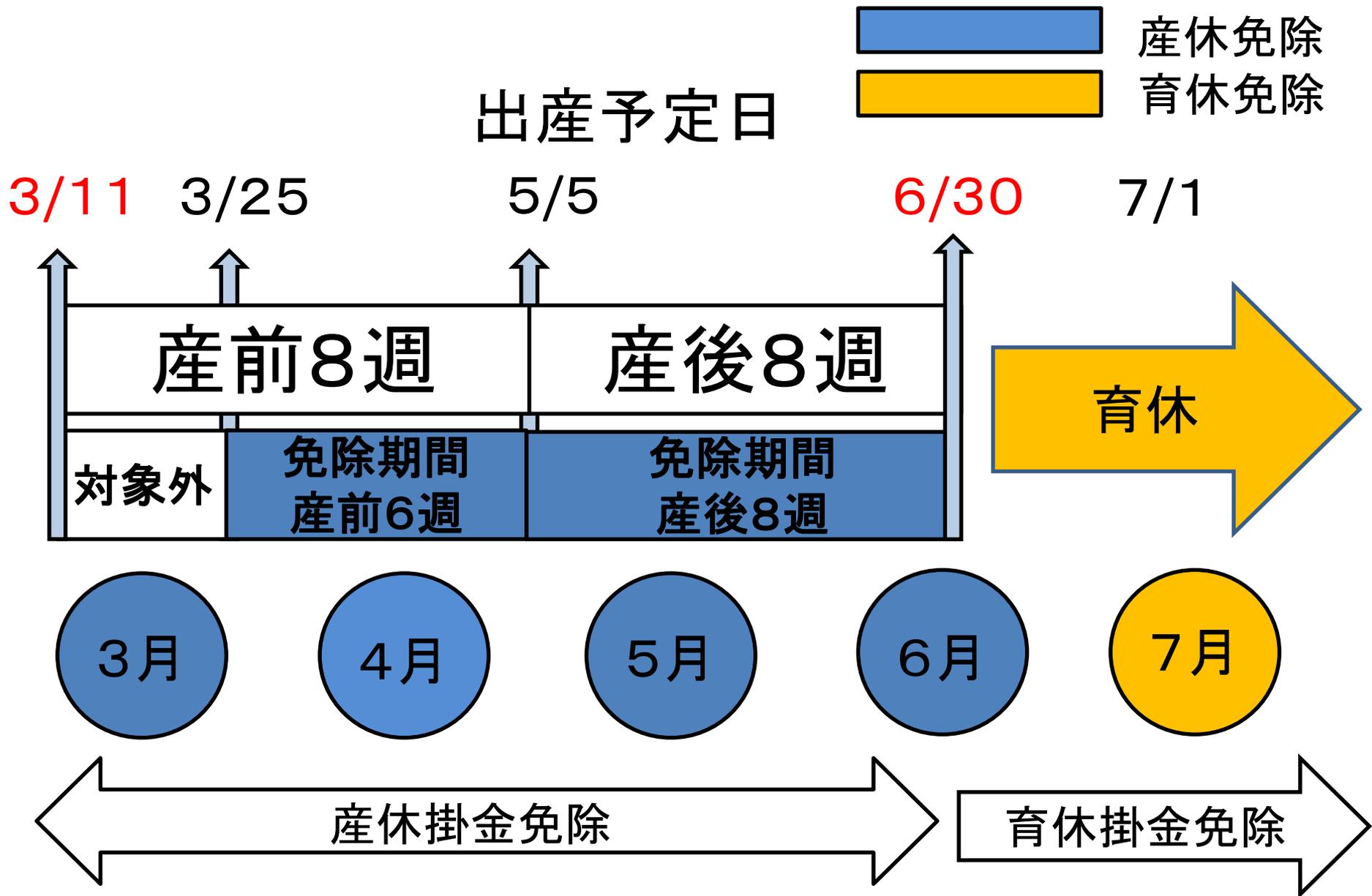
共済掛金の免除対象となる期間は

産前6週、産後8週

合計14週間

※単胎の場合

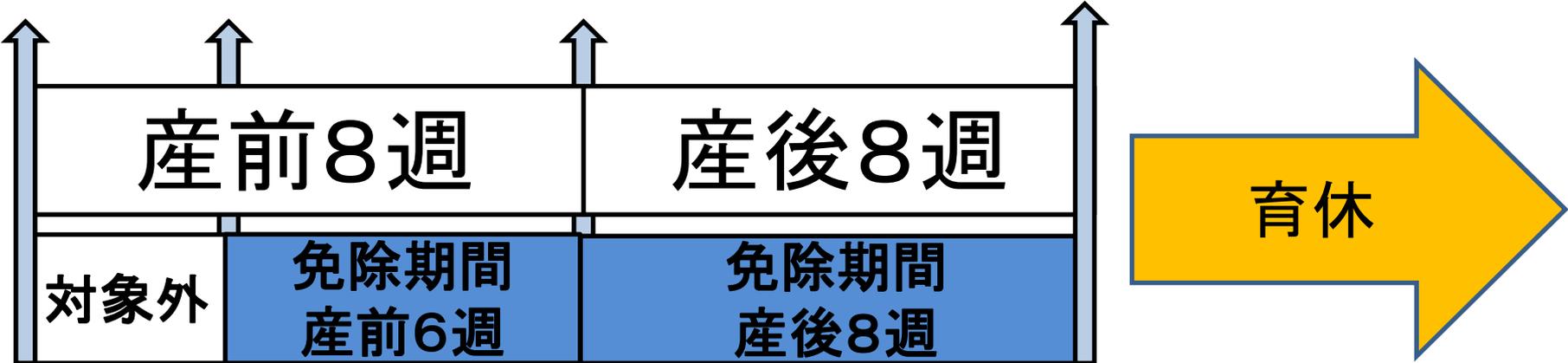




産休免除  
育休免除

出産日

3/11 3/24 5/4 6/29 7/1



3月

4月

5月

6月

7月

産休掛金免除

掛金徴収

育休掛金免除

出産予定日

産休免除  
育休免除

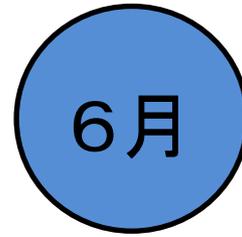
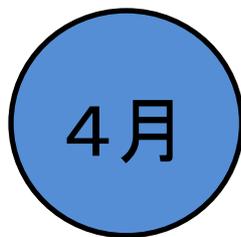
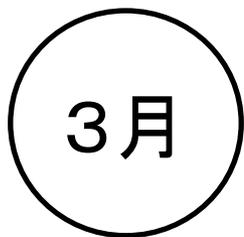
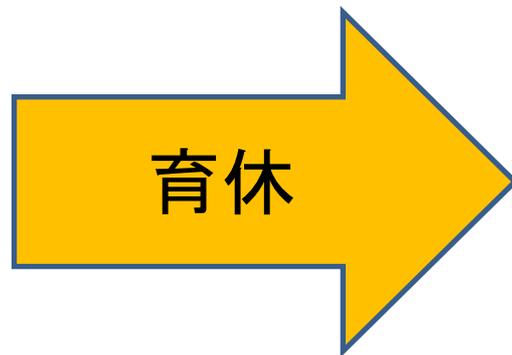
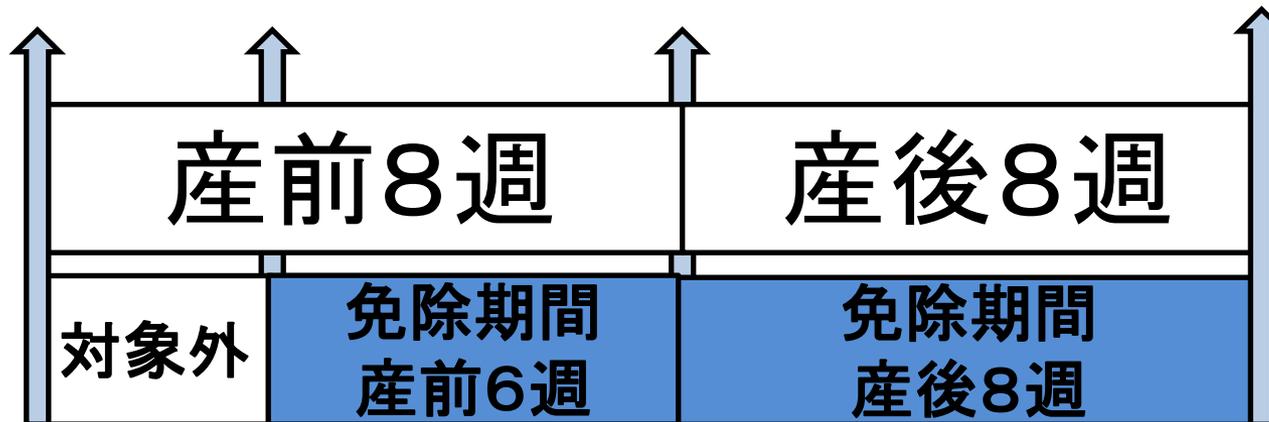
3/26

4/9

5/20

7/15

7/16



産休免除  
育休免除

出産日

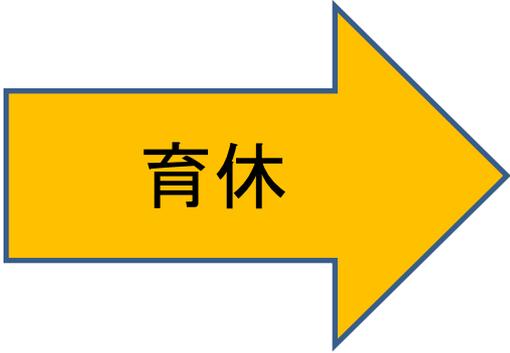
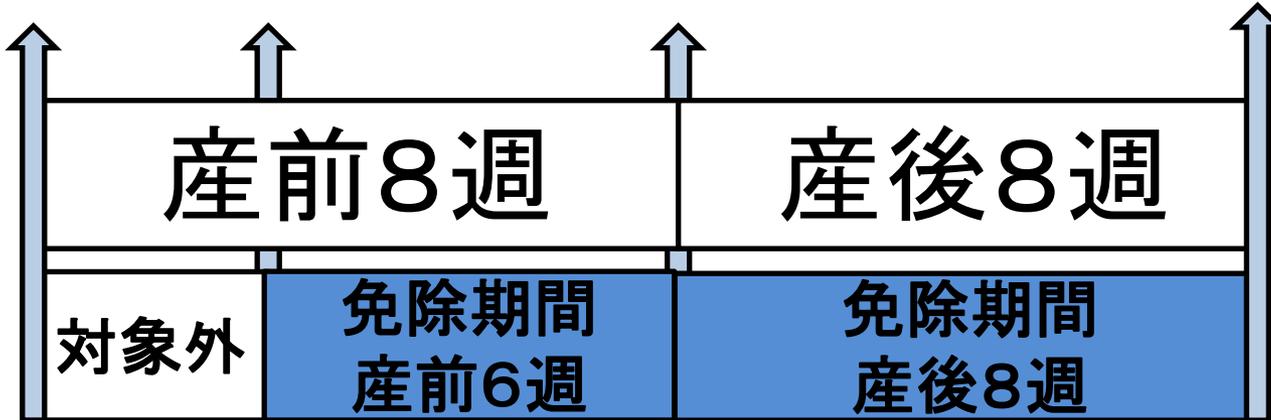
3/26

3/30

5/10

7/5

7/16



3月

4月

5月

6月

7月



# 組合員の申出により、掛金を免除

「産前産後休業掛金免除申出書  
(当初・出産後)」の提出

1回目：産前産後休業に入る前に

2回目：出産後

※申出書の提出するだけでなく、  
教職員給与システム(学校電算)  
の入力も必ず行ってください。

## 記入例 1

当初・出産後

## 産前産後休業掛金免除申出書

組合員氏名	公立 花子		組合員証 番号	07654321
生年月日	昭和57年 3月 3日			
所属所名	東京都立共済高等学校			
当初	出産予定日	平成 27年 2月 11日		
	妊娠出産休暇 承認期間 (※1)	開始日	平成 26年 12月 18日	
終了日		平成 27年 4月 8日		
出産後	出産日	平成 年 月 日		
	妊娠出産休暇 承認期間 (※1)	開始日	平成 年 月 日	
終了日		平成 年 月 日		
出産(予定)種別	単胎・多胎			

上記の期間について、妊娠出産の休暇を取得していますので、地方公務員等共済組合法第114条の2の2の規定により、産前産後休業期間(※2)に係る掛金免除を申し出ます。

公立学校共済組合東京支部長 殿  
平成 26年 12月 11日

申出者 住所 新宿区西新宿2-8-1  
氏名 公立 花子

公立

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 26年 12月 12日

所属所長 職名 東京都立共済高等学校長  
氏名 東京都子

東京都立共済高等学校長

【担当者名】 新宿 太郎 【電話番号】 03 - 1234 -

(※1) 妊娠又は出産に関する事由を理由として承認された休暇の期間を記入してください。  
(※2) 産前産後休業期間に係る掛金の免除期間は、出産の日(出産の日が産後の予定日後で以前42日(多胎妊娠の場合にあっては、98日)から出産の日後56日までの間に事由を理由として勤務に服さない期間です。(平成26年4月1日から施行)

【添付書類】 (1) マスターカードの写し又は妊娠出産休暇承認期間のわかる書類の写し  
(2) 母子健康手帳など、多胎妊娠の有無・出産予定日・出産日がわかる書類の写し

【提出先】 公立学校共済組合東京支部福利厚生課経理係 (03-5320-6822)

当初と出産後  
それぞれ2回  
提出してください

## [添付書類]

(1) 妊娠出産休暇  
承認期間のわかる  
書類の写し

(2) 出産予定日  
出産日のわかる  
書類の写し

当初

多胎の有無 出産予定日のわかる書類の写し  
妊娠出産休暇承認期間のわかる書類の写し

出産後

多胎の有無 出産日のわかる書類の写し  
妊娠出産休暇承認期間のわかる書類の写し

【担当者名】

【電話番号】

—

—

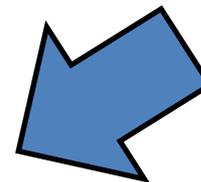
(※1) 妊娠又は出産に関する事由を理由として承認された休暇の期間を記入してください。

(※2) 産前産後休業期間に係る掛金の免除期間は、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合にあっては、98日）から出産の日後56日までの間において妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間です。（平成26年4月1日から施行）

〔添付書類〕

(1) マスターカードの写し又は妊娠出産休暇承認期間のわかる書類の写し

(2) 母子健康手帳など、多胎妊娠の有無・出産予定日・出産日がわかる書類の写し



〔提出先〕

公立学校共済組合東京支部福利厚生課経理係 (03-5320-6822)

# 添付書類

(1) マスターカードの写し又は妊娠出産休暇承認期間のわかる書類の写し

→ マスターカード(基本報告書)、休暇・職免等処理簿、出勤簿

(2) 母子健康手帳など、多胎妊娠の有無・出産予定日・出産日のわかる書類の写し

→ 母子手帳、妊娠証明書、診断書、受診票、出産費用明細書

公立学校共済組合本部 支部一覧 → お問い合わせ → サイトマップ

**公立学校共済組合 東京支部**  
JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS - TOKYO

検索

**こんなときガイド**  
さまざまな「こんなとき」に必要な情報を掲載しています。

- 公立学校に就職したとき
- 結婚するとき
- 子どもが生まれるとき
- 健康管理を考えると
- 病気やケガをしたとき
- 交通事故にあったとき
- 災害にあったとき
- こんなときガイド一覧へ

**宿泊施設**  
→ 宿泊施設のご案内

**直営病院**  
→ 関東中央病院  
→ 直営病院のご案内

**東京支部について**

- 東京支部事務所案内
- 事業状況
- 刊行物(かがやき)
- 様式集・ハンドブック
- 入札情報

**手続きナビ**

- 共済制度に関する手続き
- 短期給付の手続き
- 治療をうける際の手続き
- 資金をかりる際の手続き
- 特定健康診査・特定保健指導の手続き
- 厚生サービスの手続き

**トピックス**

2015年4月8日 [その他]  
● 平成27年4月1日からの掛金・負担金率が確定しました

2015年3月23日 [その他]  
● 「かがやき」春号(2015年3月発行)「保健事業のご案内」に係る正誤表について

2015年3月20日 [組合員]  
● 早期退職者向け「年金関係手続等説明会資料」(平成27年3月16日・17日開催)を掲載しました

2015年3月20日 [その他]  
● 地共済年金情報Webサイトを一時中断します

2015年2月19日 [その他]  
● 平成27年度当初における任意継続組合員加入の手続について

2015年2月19日 [その他]  
● 平成27年4月1日から掛金・負担金率が変わります

2015年2月17日 [その他]  
● 福利厚生事業アンケートを掲載しました

2015年2月17日 [その他]  
● 医療費のお知らせを発行します

**厚生サービスを利用する**

- かがやきメイト
- 人間ドック
- 健康管理事業
- 直営施設の利用補助
- 宿泊施設特別利用者証
- その他
- 災害対策事業資金
- 任意継続組合員がうけられる厚生サービス

**共済制度を知る**

- 短期給付について調べよう
- 治療をうける
- 資金をかりる
- 特定健康診査・特定保健指導について調べよう
- 年金を受給しているが共済年金について知りたい

**ピックアップコンテンツ**

- Q&A
- 用語集

**新着情報**

2015年4月7日 [その他]  
● 平成27年4月1日からの掛金・負担金率が確定しました

2015年4月1日 [組合員]  
● 特定保健指導の実施機関について

2015年3月18日 [組合員]  
● 平成27年度当初における任意継続組合員加入の手続について

**関東中央病院**

→ 直営病院のご案内

**東京支部について**

- 東京支部事務所案内
- 事業状況
- 刊行物(かがやき)
- 様式集・ハンドブック
- 入札情報

**実際の手続き**

**トピックス**

2015年4月8日 [その他]  
● 平成27年4月1日からの掛金・負担金率が確定しました

2015年3月23日 [その他]  
● 「かがやき」春号(2015年3月発行)「保健事業のご案内」に係る正誤表について

2015年3月20日 [組合員]  
● 早期退職者向け「年金関係手続等説明会資料」(平成27年3月16日・17日開催)を掲載しました

2015年3月20日 [その他]  
● 地共済年金情報Webサイトを一時中断します

2015年3月18日 [組合員]  
● 平成27年度当初における任意継続組合員加入の手続について



## 東京支部について



### 様式集・ハンドブック

- [福利厚生ハンドブック](#)
- [福利厚生事務の手引き](#)
- [様式集](#)

## 東京支部について

### 様式集・ハンドブック

- [福利厚生ハンドブック](#)
- [福利厚生事務の手引き](#)
- [様式集](#)

### 東京支部について

#### 東京支部について

- [様式集・ハンドブック](#)
- [組織と仕事](#)
- [東京支部事務所案内](#)
- [お問い合わせ](#)
- [事業状況](#)
- [刊行物](#)
- [東京支部決算資料](#)
- [個人情報の取り扱いについて](#)
- [支部トップページの画像について](#)

このページの先頭へ

## 東京支部について



### 様式集

- 関連リンク
- [様式集](#)

### 東京支部について

#### 様式集・ハンドブック

- [福利厚生ハンドブック](#)
- [福利厚生事務の手引き](#)
- [様式集](#)

このページの先頭へ

## 手続きナビ

### 福利厚生事業様式集

- [1 組合員の所属所の資格関係事務手続き](#)
- [2 被扶養者の認定・取消しをするとき](#)
- [3 結婚したとき](#)
- [4 出産したとき](#)
- [5 病気になったとき・負傷したとき](#)
- [6 公費の医療助成を受けたとき](#)
- [7 災害にあったとき](#)
- [8 事故等があったとき](#)
- [9 休業したとき](#)
- [11 死亡したとき](#)
- [12 長期給付事業\(共済年金\)](#)
- [13 保健事業を利用するとき](#)
- [14 貸付金を償還するとき](#)

### 福利厚生事業様式集

- [1 組合員の所属所の資格関係事務手続き](#)
- [2 被扶養者の認定・取消しをするとき](#)
- [3 結婚したとき](#)
- [4 出産したとき](#)
- [5 病気になったとき・負傷したとき](#)
- [6 公費の医療助成を受けたとき](#)
- [7 災害にあったとき](#)
- [8 事故等があったとき](#)
- [9 休業したとき](#)
- [10 介護保険制度について](#)
- [11 死亡したとき](#)
- [12 長期給付事業\(共済年金\)](#)
- [13 保健事業を利用するとき](#)
- [14 貸付金を償還するとき](#)

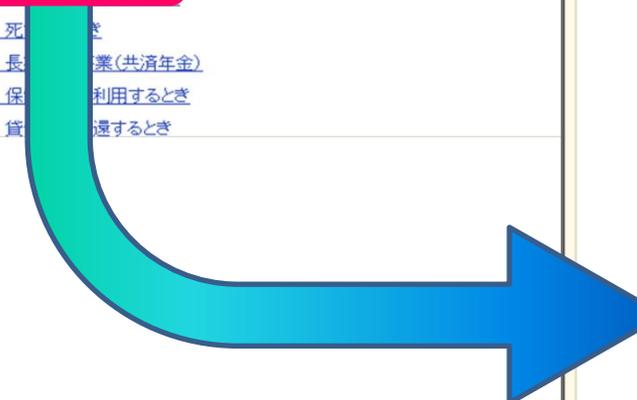
### 手続きナビ

#### 手続きナビ

- ・ 様式集
- ・ 共済制度に関する手続き
- ・ 短期給付の手続き
- ・ 治療を受ける際の手続き
- ・ 資金をかりる際の手続き
- ・ 特定健康診査・特定保健指導の手続き
- ・ 宿泊施設特別利用者証交付申請書
- ・ 厚生サービスの手続き

こんなときガイド

Q & A





手続きナビ

下 手続きナビ

育児休業等の期間における掛金免除に関する手続き

産前産後休業掛金免除の申出手続き

産前産後休業掛金免除の申出は、出産日が判明した時点で提出していただきます。

1回目...産前休業に入る段階で、「当初」の申出書を提出  
2回目...出産日が判明した出産後の段階で「出産後」の申出書を提出

【添付書類】

- (1)マスターカードの写し又は妊娠出産休暇承認期間のわかる書類の写し
- (2)母子健康手帳など、多胎妊娠の有無・出産予定日・出産日のわかる書類の写し

- 【用紙No.産休1】産前産後休業掛金免除申出書(当初)
- 【記入例】産前産後休業掛金免除申出書(当初)
- 【記入例】産前産後休業掛金免除申出書(出産後)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Reader(旧Adobe Acrobat Reader)が必要です。

## 産前産後休業掛金免除の申出手続き

産前産後休業掛金免除の申出は、出産日が判明しないと、産前産後休業期間(掛金)は発生していただきます。

- 1回目...産前休業に入る段階で、「当初」の申出書を提出
- 2回目...出産日が判明した出産後の段階で「出産後」の申出書を提出

【添付書類】

- (1)マスターカードの写し又は妊娠出産休暇承認期間のわかる書類の写し
- (2)母子健康手帳など、多胎妊娠の有無・出産予定日・出産日のわかる書類の写し

【用紙No.産休1】産前産後休業掛金免除申出書 PDF 形式: 50KB

【記入例】産前産後休業掛金免除申出書(当初) PDF 形式: 61KB

【記入例】産前産後休業掛金免除申出書(出産後) PDF 形式: 62KB

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Reader(旧Adobe Acrobat Reader)が必要です。お持ち